「マルチステークホルダー方針」

当会は、事業運営において、株主にとどまらず、職員、取引先、会員、組合員、債権者、地域社会をはじめとする多様なステークホルダーとの価値協創が重要となっていることを踏まえ、マルチステークホルダーとの適切な協働に取り組んでまいります。その上で、価値協創や生産性向上によって生み出された収益・成果について、マルチステークホルダーへの適切な分配を行うことが、賃金引上げのモメンタムの維持や経済の持続的発展につながるという観点から、職員への還元や取引先への配慮が重要であることを踏まえ、以下の取り組みを進めてまいります。

記

１．職員への還元

当会は、経営資源の成長分野への重点的な投入、職員の能力開発やスキル向上等を通じて、持続的な成長と生産性向上に取り組み、付加価値の最大化に注力します。その上で、生み出した収益・成果に基づいて、「賃金決定の大原則」にのっとり、当会の状況を踏まえた適切な方法による賃金の引上げを行うとともに、それ以外の総合的な処遇改善としても、職員のエンゲージメント向上や更なる生産性の向上に資するよう、教育訓練等を中心に積極的に取り組むことを通じて、職員への持続的な還元を目指します。

具体的には、賃金の引上げについて経営状況や社会の動向などを踏まえた賃金水準の見直し等に取り組むとともに、教育訓練等についてはキャリア自律やリーダーシップ、コミュニケーション力など、階層別・選抜型研修を通じて多様な人材の成長を支援するとともに、自主学習支援や外部研修、資格取得補助などにより、主体的な学びと変革力を備えた人材の育成に取り組んでまいります。

２．取引先への配慮

当会はパートナーシップ構築宣言の内容遵守に、引き続き、取り組んでまいります。

なお、パートナーシップ構築宣言のポータルサイトへの掲載が取りやめとなった場合、マルチステークホルダー方針の公表を自主的に取り下げます。

・パートナーシップ構築宣言のＵＲＬ

【https://www.biz-partnership.jp/declaration/160484-09-00-tokyo.pdf】

また、消費税の免税事業者との取引関係についても、政府が公表する免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関する考え方等を参照し、適切な関係の構築に取り組んでまいります。

これらの項目について、取り組み状況の確認を行いつつ、着実な取り組みを進めてまいります。

以上

2026 年 11 月 1 日

日本生活協同組合連合会　　代表理事統括専務 藤井 喜継